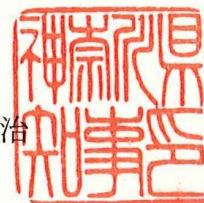


水 第 1191 号
令和8年4月 20 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について(諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第3項及び同第 16 条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより機船船びき網漁業	1	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横浜市神奈川区に漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。以下同じ。）を有する者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 網（袖網を含む）の全長 29 メートル以下 (2) 袖網の長さ 10 メートル以下 (3) 網口の幅 12 メートル以下 (4) 網口の高さ又は袖網口の高さ 3 メートル以下	令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 6 月 11 日まで	令和 8 年 6 月 26 日から令和 13 年 6 月 25 日まで

						3 表層以外、曳網してはならない。 4 他の漁業の操業を妨げてはならない。		
同上	1	同上	同上	同上	横浜市中区に漁業根拠地を有する者	同上	同上	同上
同上	5	同上	同上	同上	横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	同上	同上	同上
同上	5	同上	三浦市南下浦町松輪 剣埼突端正南線から 川崎市地先に至る神 奈川県海面。ただ し、共第1号共同漁 業権以外の共同漁 業権の漁場の区域（共 第2号共同漁業権の 漁場の区域のうち共 第1号共同漁業権の 漁場の区域と重複す る区域を除く。）を 除く。	同上	横須賀市平成町に漁業 根拠地を有する者のう ち、共第1号共同漁業 権の漁場の区域におい てさより機船船びき網 漁業を営むことについ て当該漁業権の漁業権 者の受忍を受けている 者	同上	同上	同上
同上	2	同上	同上	同上	横須賀市走水または大 津町に漁業根拠地を有 する者のうち、共第1 号共同漁業権の漁場の 区域においてさより機	同上	同上	同上

					船船びき網漁業を営む ことについて当該漁業 権の漁業権者に受忍さ れている者			
同 上	2	同上	同上	同上	横須賀市鴨居に漁業根 拠地を有する者のう ち、共第1号共同漁業 権の漁場の区域におい てさよりを目的とする 機船船びき漁業を営む ことについて当該漁業 権の漁業権者の受忍を 受けている者	同上	同上	同上
同 上	2	同上	同上	同上	横須賀市西浦賀または 久比里に漁業根拠地を 有する者のうち、共第 1号共同漁業権の漁場 の区域においてさより を目的とする機船船び き漁業を営むことにつ いて当該漁業権の漁業 権者の受忍を受けてい る者	同上	同上	同上
同 上	1	同上	同上	同上	横須賀市久里浜に漁業 根拠地を有する者のう ち、共第1号共同漁業	同上	同上	同上

					権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	4	同上	横須賀市久里浜地先海獺島灯標正東線から平塚市唐ヶ原地先にある花水川橋橋脚南東端より正南線に至る神奈川県海面。ただし、次の区域を除く。 1. 共第4号及び5号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。 2. 藤沢市江の島にある江の島展望灯台正南線以西の海面のうち、横須賀市長ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄	同上	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有する者のうち、共第4号及び5号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上

			下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。					
同上	5	同上	横須賀市久里浜地先海瀬島灯標正東線から平塚市唐ヶ原地先にある花水川橋橋脚南東端より正南線に至る神奈川県海面。ただし、次の区域を除く。 1. 共第7号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。 2. 藤沢市江の島にある江の島展望灯台正南線以西の海面のうち、横須賀市長ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。	同上	横須賀市長井に漁業根拠地を有する者のうち、共第7号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
同	4	同上	同上	同上	横須賀市佐島または秋	同上	同上	同上

上					谷に漁業根拠地を有する者のうち、共第7号共同漁業権の漁場の区域においてさより機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	1	同上	横須賀市長井地先亀城灯標正西線から中郡大磯町地先に至る神奈川県海面。ただし、共第10号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	鎌倉市腰越に漁業根拠地を有する者のうち、共第10号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
同上	1	同上	横須賀市長井地先亀城礁灯標正西線から中郡大磯町地先に至る神奈川県海面。ただし、共第11号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有する者のうち、共第11号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上

同上	1	同上	横須賀市長井地先亀城灯標正西線から中郡大磯町地先に至る神奈川県海面。ただし、共第 13 号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	平塚市に漁業根拠地を有する者のうち、共第 13 号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
----	---	----	--	----	--	----	----	----